

SUNNEXTA GROUP

NEXT DREAM

NEXT STANDARD

第23期定時株主総会 招 集 ご 通 知

開催日時

2021年9月28日(火曜日)
午前11時

開催場所

東京都新宿区市谷本村町4番1号
ホテルグランドヒル市ヶ谷(東館) 3階 瑠璃の間

目 次

第23期定時株主総会招集ご通知……………	6	連結計算書類等……………	41
株主総会参考書類……………	10	監査報告……………	45
事業報告……………	24		



The background of the page is a photograph of a city skyline at sunset. The sun is low on the horizon, creating a warm, golden glow. The sky is filled with soft, wispy clouds. Overlaid on the sky is a grid of numerous small, colorful squares in various shades including red, orange, yellow, green, blue, purple, and pink. The squares are scattered across the upper two-thirds of the page, creating a vibrant, abstract pattern.

NEXT DREAM NEXT STANDARD

次から次へ。かなえない夢がたくさん生まれてきます。
もっとビジネスの改善や改革をお手伝いしたい。
暮らしに潤いと安心をお届けしたい。
その「もっと」をかなえるのは、「お役に立ちたい」という情熱と創造力。
私たちサンネクスタグループはお客様の声に耳を傾け、
新たなスタンダードを生み出していきます。

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

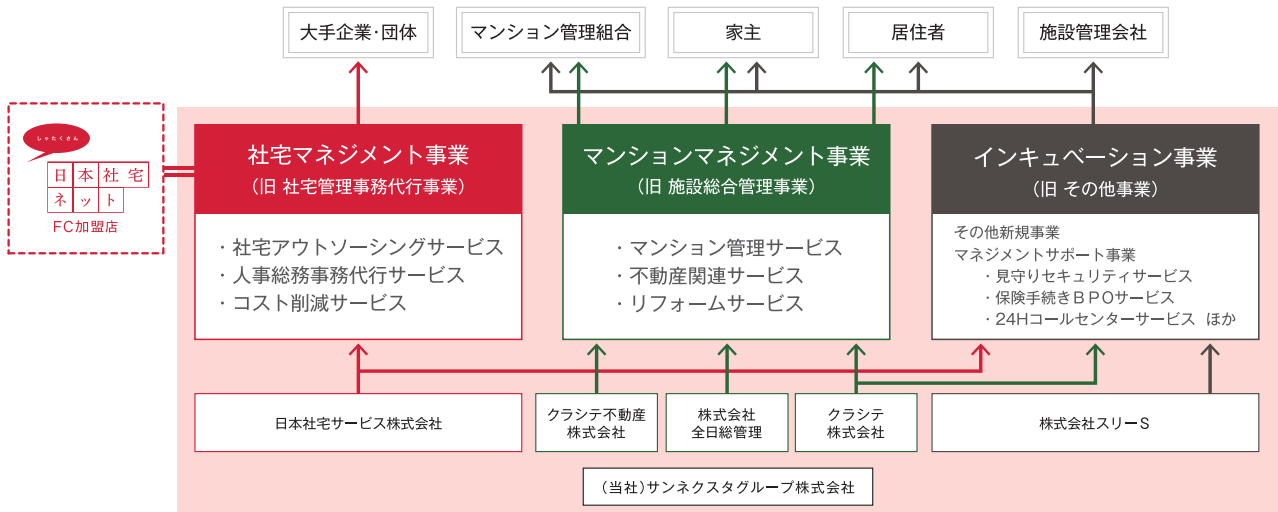
新型コロナウイルス感染症に罹患された方々、日々感染症と闘っていらっしゃる医療・看護関係者はじめ皆様に、この場をお借りしてお見舞いと感謝を申し上げます。

ここに、第23期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

株主総会の議案及び事業の概要につきご説明申し上げますので、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

サンネクスタグループ株式会社
代表取締役社長 高木 章

当社グループは、アウトソーシング・スタイルを基軸にして、二つの基盤事業を展開しています。
さらに将来の中核事業を生み出し、育てる取り組みを複数展開しています。



※2021年7月1日付で株式会社スリーSを存続会社、サンネクスタリーシング株式会社を消滅会社とする、当社の連結子会社間での吸収合併を実施しております。

(ご参考)業績ハイライト

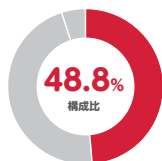
2021年6月期の業績ハイライト

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する 当期純利益	ROE
8,519 百万円	836 百万円	906 百万円	535 百万円	6.7 %
前期比 1.2 %減	前期比 2.3 %減	前期比 0.4 %増	前期比 4.7 %減	前期比 △1.6 ポイント

セグメント別の概況

社宅マネジメント事業

日本社宅サービス



売上高

41億58 百万円
前期比▶ 11百万円増

企業のアウトソーシングへの関心は引き続き高い状態にあります。しかし、新型コロナウイルスの影響による営業活動の制限に加え、企業における急速なテレワーク導入による働き方の変化により、意思決定が遅れている企業への働きかけが弱まり、新規受注及び稼働の遅れが生じました。

また、既存の受託収入は堅調に推移している一方、コロナ禍における当事業年度の転勤シーズンでは、顧客企業の一部が異動を抑制したことから、手数料収入が減少となりました。

営業利益

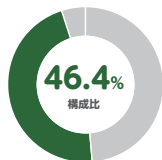
14億19 百万円

マンションマネジメント事業

クラシテ

クラシテ不動産

全日総管理



売上高

39億55 百万円
前期比▶ 164百万円減

賃貸物件等の施設管理の新規受託は順調に推移したものの、マンション管理は、不採算物件の受託見直しを進めたことや、コロナ禍におけるセミナー開催延期等の影響もあり新規受注活動に遅れが生じており、マンション管理戸数は微増となりました。

また、修繕工事関係では新型コロナウイルス感染症の影響によりマンション理事会の合意形成が遅れ、一部大規模工事の実施時期が翌期以降に時期ずれしたことや、前期に見られた台風等自然災害による修繕工事件数の減少もありました。

営業利益

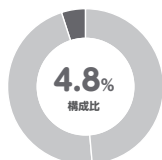
1億77 百万円

インキュベーション事業

スリーS

サンネクスターリング

*サンネクスターリング株式会社は、2021年7月1日付で株式会社スリーSを存続会社とする吸収合併をしています。



売上高

4億4 百万円
前期比▶ 45百万円増

保険サービスがコロナ禍の中で営業自粛等により新サービス拡大に向けた活動に遅れが生じたものの、24時間対応のコールセンターサービスが拡大となりました。当事業は、複数サービスが投資段階にあることから営業損失となりました。

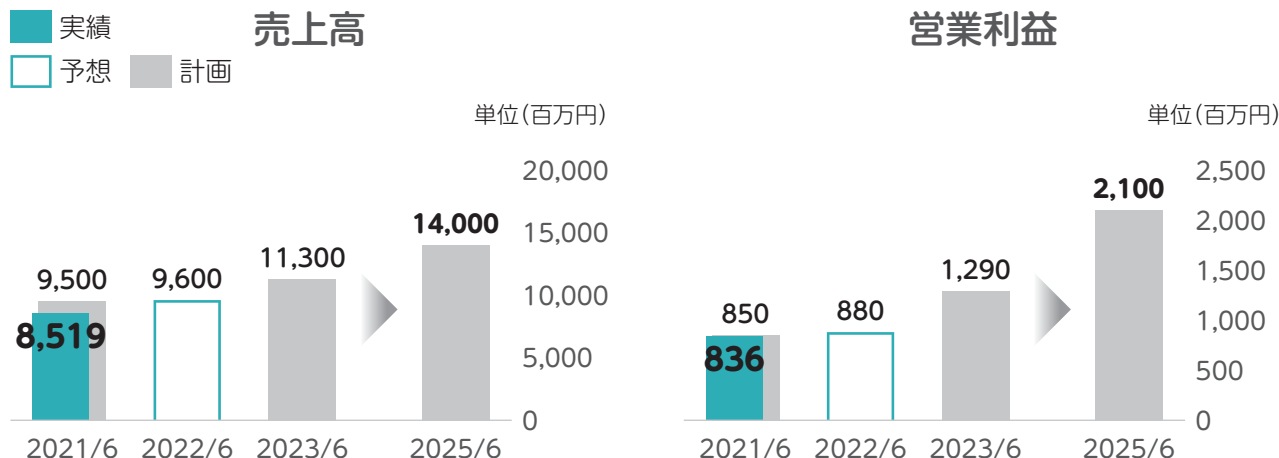
営業損失

23 百万円

*セグメント営業利益には、管理部門等のセグメントに所属しない本社費用は含まれておりません。

中期経営計画の進捗状況

当社は2020年7月21日付で2025年を最終年度とした5カ年中期経営計画を公表しています。
2025年6月期には、売上高140億円、営業利益21億円を計画し、達成に向け推進しています。



重要な経営指標		2021年6月期実績	2025年6月期目標
成長に関する指標	売上高	8,519百万円	14,000百万円
	営業利益	836百万円	2,100百万円
	売上高成長率(5カ年)	△1.2% ^{*1}	62.0%
	営業利益成長率(5カ年)	△2.3% ^{*1}	146.0%
	1株当たり当期純利益	53.84円	133円
収益効率に関する指標	売上高営業利益率	9.8%	15.0%
資本効率に関する指標	ROE(株主資本利益率)	6.7%	10%以上
株主還元に関する指標	DOE(連結株主資本配当率)	4.0%(予定)	5.0%以上
	TSR(株主総利回り)	288.5%(予定) ^{*2}	200%以上

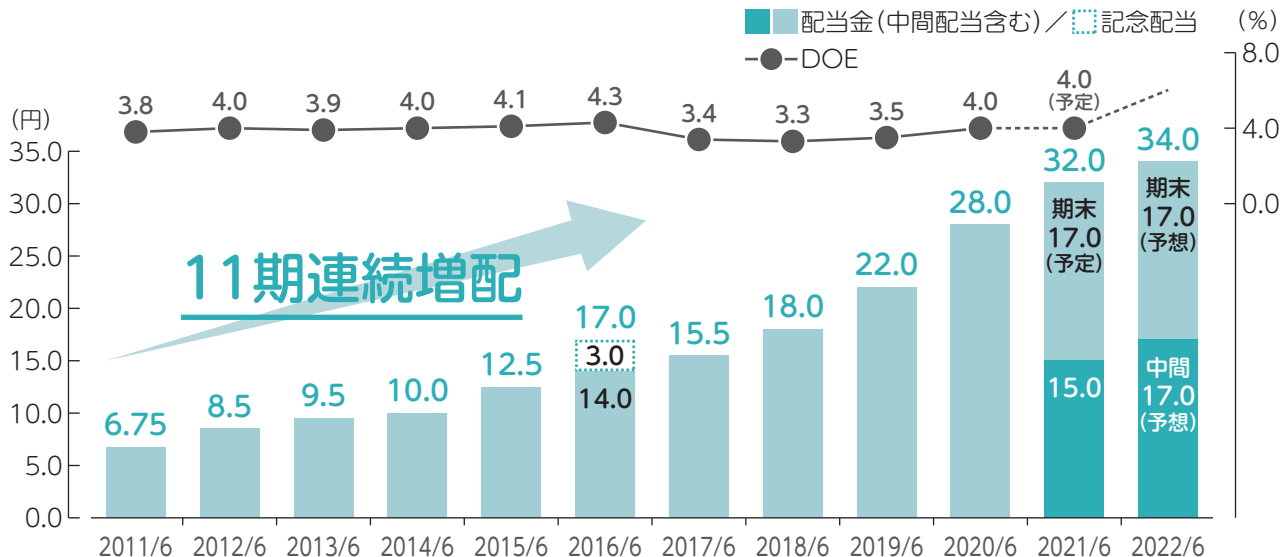
※1. 2021年6月期実績における成長率は、2020年6月期実績を基準とした1年間の状況を記載しております。

※2. 2021年6月期実績におけるTSR(株主総利回り)は、2016年6月末日の当社株価を基準とした5年間の状況を記載しております。

株主還元

▶ 配当情報(11期連続増配を予想)

当社は、安定した業績をベースに、今後も継続的な安定配当を目指してまいります。



▶ 株主優待情報

当社は株主の皆様の日頃からのご支援に感謝するとともに、当社株式への投資の魅力を高め、より多くの方々に長期にわたり当社株式を保有していただくことを目的として、株主優待制度を導入しています。

優待品



優待対象基準

保有株式数	継続保有期間	優待内容
100株(1単元)以上 200株(2単元)未満	1年以上	クオ・カード 1,000円分
200株(2単元)以上	1年以上	クオ・カード 2,000円分

6月30日現在の当社株主名簿に継続保有期間1年以上で記載または記録された100株以上保有の株主様を対象としております。

なお、継続保有期間1年以上とは、同一株主番号で6月末日及び12月末日の株主名簿に各保有株式区分以上の株式を保有していることが連続して3回以上記載または記録されていることといたします。

株主の皆様

証券コード 8945

2021年9月6日

東京都新宿区笹笥町35番地

サンネクスタグループ株式会社

代表取締役社長 **高木 章**

第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第23期定時株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大並びに株主様の健康と安全に充分留意しつつ下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主の皆様におかれましては、ご来場なさらずとも、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（8～9頁）にしたがいまして、2021年9月27日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

- 新型コロナウイルス感染拡大はじめ今後の状況等により、株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類に記載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

当社ウェブサイト (<https://www.sunnexta.co.jp>)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

記

1 日 時	2021年9月28日（火曜日）午前11時
2 場 所	東京都新宿区市谷本村町4番1号 ホテルグランドヒル市ヶ谷（東館）3階 瑠璃の間 （末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。） ※会場内の座席は、例年よりも相当程度数を減らし、間隔を空けた配置とさせていただきます。
3 目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第23期（2020年7月1日から2021年6月30日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第23期（2020年7月1日から2021年6月30日まで） 計算書類報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件</p> <p>第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件</p> <p>第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件</p> <p>第4号議案 当社執行役員及び当社子会社の取締役に對しストックオプションとして新株予約権を發行する件</p> <p>第5号議案 当社及び当社子会社の従業員に對しストックオプションとして新株予約権を發行する件</p>
4 招集にあたっての決定事項	8～9頁【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以上

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2021年9月27日(月曜日) 午後5時30分まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2021年9月27日(月曜日) 午後5時30分到着分まで

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時 2021年9月28日(火曜日) 午前11時

場所 東京都新宿区市谷本村町4番1号
ホテルグランドヒル市ヶ谷（東館） 3階 瑠璃の間
(末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。)

※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

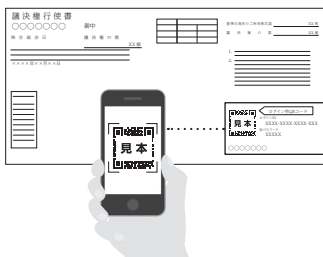
※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

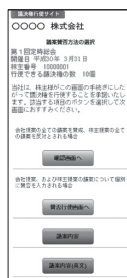
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

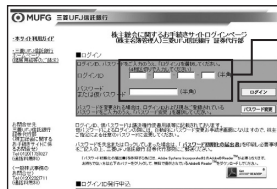
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

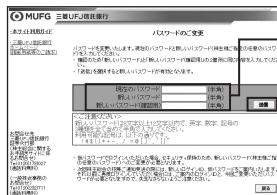
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして認識しております。

そのうえで、安定的かつ継続的な配当を行うことを中長期的な基本方針としながら、今後の事業展開等を勘案して決定することとしております。

上記方針に基づき、第23期の期末配当につきましては、内部留保の累積状況や業績の推移を勘案し、以下のとおり、1株につき17円といたしたいと存じます。

なお、本年3月に中間配当として1株につき15円をお支払いしておりますので、中間配当を含めた年間の配当は、前期より4円増配の1株につき32円となります。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき 金17円 配当総額 170,219,504円
剰余金の配当が効力を生じる日	2021年9月29日

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏 名	現在の当社における 地位・担当	取締役会 出席状況
1		たか き 高 木 章	代表取締役社長	14/14回
2	社外 独立	なが やま 長 山 宏	社外取締役	14/14回
3	社外 独立	かめ かわ 亀 川 雅 人	社外取締役	10/10回

候補者
番号

1



たかき
高木

あきら
章

(1973年8月28日生)

所有する当社の株式数……76,200株
取締役在任年数……………12年
(本総会最終時)
取締役会出席状況……………14/14回

略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

2001年1月	当社入社	2017年7月	㈱スリーS代表取締役社長(現任)
2007年7月	当社マーケティンググループ ゼネラルマネージャー	2017年8月	㈱全日総管理取締役
2008年7月	当社マーケティンググループ長	2018年8月	クラシテ㈱代表取締役社長(現任)
2009年9月	当社取締役マーケティンググループ長	2018年8月	クラシテ不動産㈱取締役
2016年4月	当社取締役事業開発部門統括兼 マーケティング担当及び人事担当	2018年9月	当社取締役関連事業管掌
2016年9月	クラシテ㈱取締役	2018年9月	当社常務取締役関連事業管掌
2016年9月	当社取締役人事担当兼関連事業担当	2019年3月	サンネクスターリング㈱ 代表取締役社長
		2019年9月	当社代表取締役社長(現任)
		2020年7月	日本社宅サービス㈱代表取締役社長 (現任)

取締役候補者とした理由等

高木章氏は、2001年入社以来、マーケティングを中心に営業部門に携わる等、事業推進及び業務執行に適切な役割を果たし、2019年の代表取締役社長就任後は、当社の経営を主導する重責を担っております。同氏を取締役候補者とした理由は、経営全般における豊富な経験と実績から、引き続き当社の経営を牽引し、当社グループの持続的な成長と企業価値向上の実現に必要な不可欠であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2



社外
ながやま
長山

独立

ひろし
宏

(1956年7月9日生)

所有する当社の株式数……3,300株
取締役在任年数……………7年
(本総会最終時)
取締役会出席状況……………14/14回

略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

1980年4月	阪和興業㈱入社	2009年9月	同社代表取締役(現任)
1991年2月	三優監査法人入所	2010年9月	当社社外監査役
1997年2月	三優ビーディーオーコンサルティ ング㈱(現㈱カクシン)取締役	2014年9月	当社社外取締役(現任)
2003年6月	同社代表取締役	2016年4月	法政大学専門職大学院イノベーション・マネジメント研究科 特任講師(現任)
2008年11月	同社取締役		

社外取締役候補者とした理由等

長山宏氏は、㈱カクシンの代表取締役及び法政大学専門職大学院の特任講師を兼任しております。同氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営者及び公認会計士としての豊富な専門知識と経験等を当社の経営に反映していただけるものと考え選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役在任期間は本株主総会最終の時をもって7年であり、また社外監査役としても過去4年間務めております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者
番号

3

社外

独立

かめかわ
亀川

まさ
と
雅人

(1954年11月19日生)

所有する当社の株式数…………… 300株
取締役在任年数…………… 1年
(本総会終結時)
取締役会出席状況…………… 10/10回



略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

1985年 4月	東京交通短期大学助教授	2018年 7月	立教学院理事 (現任)
1989年 4月	獨協大学経済学部助教授	2018年 7月	経営行動研究学会副会長
1995年 3月	立教大学博士 (経営学) 取得	2018年 7月	日本マネジメント学会会長
1995年 4月	立教大学経済学部経営学科教授	2020年 4月	立教大学名誉教授 (現任)
2002年 4月	立教大学大学院ビジネスデザイン 研究科創設 教授	2020年 4月	文京学院大学副学長 経営学研究 科特任教授 (現任)
2015年 4月	ビジネススクリエーター研究会顧 問 (現任)	2020年 9月	当社社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由等

亀川雅人氏は、立教学院の理事及び文京学院大学の副学長を兼任しております。同氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる資本コストに関する研究や株主価値の研究等に携わり、幅広い知識と見識を当社取締役会に反映させるとともに、社外取締役として当社経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督に十分な役割を果たすものと考え選任をお願いするものであります。同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。なお、同氏の社外取締役在任期間は本株主総会終結の時をもって1年であります。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は長山宏氏、亀川雅人氏の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき取締役として同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度としており、両氏の取締役の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりであります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 当社は、長山宏氏、亀川雅人氏の両氏を株式会社東京証券取引所等の定めに基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



社外

独立

やまぐち

すみこ

山口

純子

(1971年3月2日生) 所有する当社の株式数……………一株

略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

2010年12月 弁護士登録
 2010年12月 番町総合法律事務所入所
 2016年9月 飯田・鈴木法律事務所入所
 2018年12月 麹町通り法律事務所パートナー（現任）

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由等

山口純子氏は、弁護士として培われた高度な専門的知識を有しており、実質的かつ客観的な経営監視が可能であると考え、選任をお願いするものであります。同氏は過去に会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (注) 1. 山口純子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 山口純子氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、山口純子氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき取締役として同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度としております。
 4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりであります。山口純子氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
 5. 当社は、山口純子氏が監査等委員である取締役に就任した場合、株式会社東京証券取引所等の定めに基づき、同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

<ご参考>当社の独立役員の「独立性」に関する判断基準

下記項目に該当する場合には、独立性があるとはしない。

- a. 当該会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者
 - (1) 当社の親会社、子会社、兄弟会社の業務執行取締役、執行役、社員である者
 - (2) 当社の親会社、子会社、兄弟会社の業務執行取締役、執行役、社員であった者
- b. 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当該会社の主要な取引先、若しくはその業務執行者
 - (1) 当社若しくは当社の親会社、子会社、兄弟会社との取引が相手先の取引（売上高、仕入高、収益）の過半数を占める取引先、その業務執行取締役、執行役、社員である者
 - (2) 当社若しくは当社の親会社、子会社、兄弟会社との取引が相手先の取引（売上高、仕入高、収益）の過半数を占める取引先の業務執行取締役、執行役、社員であった者
 - (3) 当社若しくは当社の親会社、子会社、兄弟会社の主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が、売上高総額又は仕入額総額の10%以上、又は上位10社に入るような取引先）、その業務執行取締役、執行役、社員である者
 - (4) 当社若しくは当社の親会社、子会社、兄弟会社の主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が、売上高総額又は仕入額総額の10%以上、又は上位10社に入るような取引先）の業務執行取締役、執行役、社員であった者
 - (5) 当社若しくは当社の親会社、子会社、兄弟会社の融資取引を有する金融機関の業務執行取締役、執行役、社員、若しくはそうであった者
 - (6) 日本社宅ネットに参加している先、その業務執行取締役、執行役、社員、若しくはそうであった者
- c. 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
 - (1) 当社若しくは当社の親会社、子会社、兄弟会社から役員報酬以外にコンサルタント、会計士、弁護士として年額100万円以上の金銭その他の財産を得る予定がある者、若しくは過去2年間に受けていた者
 - (2) 前（1）が法人、組合等の団体の場合である場合には、当該団体に所属している者、若しくは所属していた者
- d. 当該会社の主要株主
 - (1) 当社の議決権総数の3分の1以上の株式を保有する株主（主要株主）、その業務執行取締役、執行役、社員である者
 - (2) 当社の議決権総数の3分の1以上の株式を保有する株主（主要株主）の業務執行取締役、執行役、社員であった者
- e. 最近において上記aからdに該当していた者
 - (1) 判断時点の過去1年間において、上記aからdに該当していた者
- f. 近親者
 - (1) 上記aからeに該当する者の2親等以内の親族
 - (2) 当社及び子会社の取締役、マネージャー以上の社員である者の2親等以内の親族
 - (3) 判断時点の過去1年間において、前（2）に該当していた者

<ご参考>当社の取締役（任期中の監査等委員である取締役を含む）のスキル・マトリックス

当社の取締役（任期中の監査等委員である取締役を含む）の見識及び経験等を一覧化したスキル・マトリックスは次のとおりです。

氏名	役職	社外	独立	スキル（見識及び経験等）				
				企業経営	財務・会計	当社グループ事業	新規事業・開発（投資）	監査・法務・コンプライアンス・リスク管理
高木 章	代表取締役社長			●		●	●	
長山 宏	取締役	●	●	●	●			
亀川 雅人	取締役	●	●		●		●	
阿部 嘉彦	取締役 常勤監査等委員	●	●	●			●	●
中西 康晴	取締役 監査等委員	●	●					●
笹本 憲一	取締役 監査等委員	●	●	●	●		●	●

**当社執行役員及び当社子会社の取締役に対しストックオプションとして
新株予約権を発行する件**

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社執行役員及び当社子会社の取締役に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

本新株予約権の価値は当社株価に連動するものであることから、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上を当社及び当社子会社の役職員の報酬に反映することで、株主の皆様と利益及び不利益を一致させることができます。これにより、当社及び当社子会社の役職員に対し、当社グループの中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気をより一層高めることができ、企業価値及び株主価値の向上に資すると考えています。

このように、当社グループの中長期的な業績向上と企業価値向上を図ることを目的に、当社執行役員及び当社子会社の取締役に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の割当対象者及びその人数

(1) 割当対象者：当社執行役員及び当社子会社の取締役

(2) その総数：10名（上限）

3. 新株予約権の発行要項

(1) 新株予約権の総数

200個を上限とする。

新株予約権1個当たりの目的となる株式は100株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。また、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める合理的な範囲で株式数の調整を行うことができる。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式20,000株を上限とする。

ただし、(1)に定める株式数の調整を行った場合は同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引き換えに払い込む金額

金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 権利行使期間

割当日の翌日から30年間とする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①に記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

以下の①②③④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること、もしくは、当該株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、監査役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日以内に限り、権利行使ができるものとする。
- ② 新株予約権については、その数の全部につき一括して権利行使することとし、分割して行使することはできない。
- ③ その他の権利行使の条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ④ 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利承継者」という）に限り、本新株予約権者が死亡した日の1年以内に権利行使をすることができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

(10) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において

残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める行使期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
上記に定める行使条件に準じて決定する。
 - ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（6）に定める内容に準じて決定する。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑨ 新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (11) 交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い
本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (12) その他
新株予約権に関するその他の事項については、取締役会決議により決定する。

当社及び当社子会社の従業員に対しストックオプションとして 新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社従業員及び当社子会社の従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社従業員及び当社子会社の従業員に対し、金銭の払込みを要することなくストックオプションとして新株予約権を無償で発行することにより、当社従業員及び当社子会社の従業員の経営参画意識の向上並びに業績及び企業価値向上への貢献意欲を高め、当社がさらに優秀な人材を確保することを目的とするものであります。

2. 新株予約権の割当対象者及びその人数

- (1) 割当対象者：当社従業員及び当社子会社の従業員
- (2) その総数：550名（上限）

3. 新株予約権の発行要項

(1) 新株予約権の総数

2,000個を上限とする。

新株予約権1個当たりの目的となる株式は100株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。また、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める合理的な範囲で株式数の調整を行うことができる。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式200,000株を上限とする。

ただし、(1)に定める株式数の調整を行った場合は同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引き換えに払い込む金額

金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）は、次により決定される1株当たりの払込金額に(1)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値）とする。

ただし、当社が、当社普通株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数}}{\text{時}} \times \frac{1 \text{株当たり払込金額}}{\text{価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

(5) 権利行使期間

新株予約権の割当日の属する月の翌月の初日から2年を経過した日より起算して2年間とする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①に記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

以下の①②③④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) 新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権者は、当社又は当社の関係会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、監査役、執行役、執行役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了により退任、定年退職その他新株予約権割当契約に定める事由により、これらの地位を失った場合はこの限りではない。

② 本新株予約権者が死亡した場合は、権利行使期間中の死亡の場合に限り、相続人は新株予約権割当契約に定めるところにより権利行使をすることができる。

③ 本新株予約権者は、以下の各号に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

(ア) 本新株予約権者が当社の使用人等である場合において、当社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合

(イ) 本新株予約権者が当社の使用人等である場合において、禁錮以上の刑に処せられた場合

(ウ) 本新株予約権者が当社の使用人等である場合において、当社の社会的信用を害する行為、その他当社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

④ その他の権利行使の条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(10) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
 - ⑤ 新株予約権の行使の条件
上記に定める行使条件に準じて決定する。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（6）に定める内容に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑧ 新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (11) 交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い
本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に、1株に満たない端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。
- (12) その他
新株予約権に関するその他の事項については、取締役会決議により決定する。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、ワクチン接種の進捗により景気の持ち直しが期待されているものの、緊急事態宣言が再発出されるなど、経済活動と個人消費が大幅に制限され、依然として厳しい状況が続いております。

当社グループの基盤事業であります社宅マネジメント事業とマンションマネジメント事業におきましても様々な影響を受けておりますが、お客様や従業員の安全確保に最大限の注意を払い、新型コロナウイルス感染拡大防止への対策を講じながらサービスを継続してまいりました。

このような状況のもと、当社グループは、今後の新常态を見据え、様々な環境変化が想定される中で、中期ビジョン「NEXT STANDARD 2025」～アウトソーシングを通じて人の暮らしを豊かにする～の実現に向けて、2025年6月期までの5カ年を対象とした中期経営計画を発表しました。

同計画のもと、アウトソーシング事業者としての更なる進化・発展に向けて、アウトソーシング領域の拡大とオペレーションの変革を掲げ、サービス品質、利便性及び生産性向上を目指した社宅管理業務のデジタル化や中小規模のマンション管理会社の事業支援として、高度にデジタル化させた管理モデルの共同研究開発に向けた取り組みを推進しました。

こうした取り組みのもと、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は新型コロナウイルス感染症等の影響から工事関連に遅れが生じたことにより、85億19百万円（前年同期比1.2%減）となりました。利益面では、2020年7月1日付けで持株会社体制へ移行したことによる移行・整備コストが発生したことなどにより、営業利益は8億36百万円（同2.3%減）、経常利益は9億6百万円（同0.4%増）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、退任取締役に対する特別功労金や連結子会社であるサンネクスタリーシング株式会社が保有する無形固定資産（のれんを含む）の減損損失を特別損失に計上したことなどから、5億35百万円（同4.7%減）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

なお、当社グループでは、当連結会計年度より、中期ビジョンの実現に向けて、「住まいと暮らしを支える人々のマネジメントスタイルの変革支援」を事業の中心において、住まいの安全・安心・快適を推進することから、マネジメントアプローチによる管理を一層強化するため、報告セグメントの名称変更とサービスの事業軸の見直しを行いました。これにより、「社宅管理事務代行業業」を「社宅マネジメント事業」、「施設総合管理事業」を「マンションマネジメント事業」、「その他事業」を「インキュベーション事業」にそれぞれ変更し、従来「その他事業」に含まれていたコスト削減サービスを「社宅マネジメント事業」に含めることとしました。

また、以下の前連結会計年度比較につきましては、前連結会計年度は持株会社移行前であり、セグメントごとの利益の算出が困難なことから、売上高のみ変更後のセグメント区分に組替えた数値で比較しております。

①社宅マネジメント事業

社宅マネジメント事業においては、企業のアウトソーシングへの関心は引き続き高い状態にあります。しかし、新型コロナウイルスの影響による営業活動の制限に加え、企業における急速なテレワーク導入による働き方の変化により、意思決定が遅れている企業への働きかけが弱まり、新規受注及び稼働の遅れが生じました。

また、既存の受託収入は堅調に推移している一方、コロナ禍における当事業年度の転勤シーズンでは、顧客企業の一部が異動を抑制したことから、手数料収入が減少し、売上高は41億58百万円（前年同期比0.3%増）、営業利益は14億19百万円となりました。

②マンションマネジメント事業

マンションマネジメント事業においては、賃貸物件等の施設管理の新規受託は順調に推移したものの、マンション管理は、不採算物件の受託見直しを進めたことや、コロナ禍におけるセミナー開催延期等の影響もあり新規受注活動に遅れが生じており、マンション管理戸数は微増となりました。

また、修繕工事関係では新型コロナウイルス感染症の影響によりマンション理事会の合意形成が遅れ、一部大規模工事の実施時期が翌期以降に時期ずれしたことや、前期に見られた台風等自然災害による修繕工事件数の減少もあったことから、売上高は39億55百万円（前年同期比4.0%減）、営業利益は1億77百万円となりました。

③インキュベーション事業

インキュベーション事業においては、保険サービスがコロナ禍の中で営業自粛等により新サービス拡大に向けた活動に遅れが生じたものの、24時間対応のコールセンターサービスが拡大したことから、売上高は4億4百万円（前年同期比12.7%増）となりました。利益面については複数サービスが投資段階にあることから、営業損失は23百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額（無形固定資産の取得を含む）は59百万円であります。その主な内容は、マンションマネジメント事業における新規基幹システムの構築によるソフトウェア仮勘定13百万円、及び賃貸用不動産の取得39百万円などによるものであります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、アウトソーシングを通じて人の暮らしを豊かにする企業集団として、顧客の声に学び、発想力と創造力に加えてグループシナジーを結集することにより、次の時代の標準となるようなニーズを先取りした製品やサービスを提供し、唯一無二の企業集団への成長を目指してまいります。

当社グループでは以下の3点を企業集団共通の対処すべき課題と認識し、取り組んでおります。

- ① ストックビジネスをベースにした継続的かつ安定的な成長
- ② 情報通信技術（ICT）の活用によるサービスの変革と生産性の向上
- ③ グループシナジーの結集による新しい基盤事業の創出

株主の皆様には、今後とも、当社グループに格別のご理解と、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第20期 (2018年6月期)	第21期 (2019年6月期)	第22期 (2020年6月期)	第23期 (当連結会計年度) (2021年6月期)
売 上 高 (千円)	7,882,057	8,441,187	8,626,489	8,519,101
営 業 利 益 (千円)	807,267	955,717	855,762	836,104
経 常 利 益 (千円)	870,348	1,003,022	902,968	906,239
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	569,540	690,570	561,762	535,347
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	59.70	72.38	58.05	53.84
総 資 産 (千円)	8,544,128	9,534,735	10,361,431	12,975,464
純 資 産 (千円)	5,640,252	6,582,736	7,259,215	8,905,128
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	587.20	673.97	732.07	877.41

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第20期 (2018年6月期)	第21期 (2019年6月期)	第22期 (2020年6月期)	第23期 (当事業年度) (2021年6月期)
売上高又は 営業収益 (千円)	4,066,699	4,315,292	4,480,349	859,129
営業利益 (千円)	746,536	845,423	841,597	100,513
経常利益 (千円)	773,473	884,498	881,843	154,088
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	520,780	602,680	590,848	△47,445
1株当たり当期純利益 又は1株当たり 当期純損失(△) (円)	54.59	63.17	61.05	△4.77
総 資 産 (千円)	7,007,865	8,068,219	8,926,553	9,498,287
純 資 産 (千円)	5,190,873	6,045,465	6,755,611	7,818,731
1株当たり純資産 (円)	539.57	617.95	680.31	768.91

(注) 2020年7月1日付で持株会社体制へ移行したことに伴い、第23期より営業収益として子会社への経営指導料等を計上しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2021年6月30日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
日本社宅サービス株式会社	450,000千円	100.0%	社宅事務管理代行他
クラシテ株式会社	100,000千円	100.0%	マンション等施設管理、修繕工事他
クラシテ不動産株式会社	40,000千円	100.0%	賃貸管理仲介、売買仲介他
株式会社全日総管理	20,000千円	100.0%	不動産のリフォーム、リノベーション他
株式会社スリー S	18,500千円	100.0%	防犯、防災、警備及び安全に関するシステム等の企画、開発、販売、運営他
サンネクスタリーシング株式会社	37,000千円	100.0%	保険手続きのBPO、損害保険代理業、生命保険代理業他

(注) 2021年7月1日付で株式会社スリー S を存続会社、サンネクスタリーシング株式会社を消滅会社とする、当社の連結子会社間での吸収合併を実施しております。

(7) 主要な事業内容 (2021年6月30日現在)

<社宅マネジメント事業>

社宅マネジメント事業は、主に顧客企業に対して社宅・寮及び駐車場の社宅事務業務をアウトソーシング事業として行うものであります。具体的には顧客企業に対して借上社宅物件の紹介、契約・入居手続、家賃の支払い、退去時における原状回復費用のチェック等の社宅管理事務代行サービス、顧客企業の管理部門向けのコスト削減・業務効率化サービス、住宅制度コンサルティングサービス等を提供しております。

<マンションマネジメント事業>

マンションマネジメント事業は、分譲マンションを中心とした施設管理を基盤に、そこから派生する修繕工事までのトータルマネジメントサービスを提供しております。

当事業は、管理組合との管理受託契約に基づく管理棟数及び管理戸数をベースとした管理収入に加え、そこから派生する修繕工事等の付帯サービスを取り込むことによって売上高が増加いたします。

<インキュベーション事業>

インキュベーション事業は、住まいを管理する事業者に向けたサービスプラットフォームを提供しております。具体的には24時間コールセンターサービス、防犯、防災、警備及び安全に関するシステム、設備、機器等のセキュアサポートサービス、保険手続きのBPOサービス等を提供しております。

(8) 主要な事業所 (2021年6月30日現在)

① 当社

本社 東京都新宿区笹笥町35番地

② 子会社

日本社宅サービス株式会社

本社 東京都新宿区笹笥町35番地

第1オペレーションセンター 東京都新宿区

第2オペレーションセンター 北海道札幌市

SUNNEXTAアーカイブズ 東京都立川市

クラシテ株式会社

本社 東京都新宿区笹笥町35番地

事業所 東京 東京都新宿区

横浜 神奈川県横浜市

東関東 千葉県船橋市

沖縄 沖縄県那覇市

宇都宮 栃木県宇都宮市

土浦 茨城県土浦市

クラシテ不動産株式会社

本社 東京都新宿区笹笥町38番地

株式会社全日総管理

本社 東京都新宿区新宿7丁目26番61号

株式会社スリーS

本社 東京都新宿区笹笥町35番地

サンネクスタリーシング株式会社

本社 東京都新宿区笹笥町35番地

名古屋事務センター 愛知県名古屋市

(9) 従業員の状況 (2021年6月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
675 (372) 名	+13 (△29) 名

- (注)1. 従業員数は、就業人員数であり、()内の臨時従業員数(パートタイマー、派遣社員を含む)は、年間平均人数を外数で記載しております。
2. 従業員数には、管理員等社員152名を含んでおります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
44 (11) 名	△267 (△177) 名	45.1 歳	7.3 年

- (注)1. 従業員数は、就業人員数であり、()内の臨時従業員数(パートタイマー、派遣社員を含む)は、年間平均人数を外数で記載しております。
2. 当社の従業員数が前事業年度末と比べて267(177)名減少しましたのは、主に2020年7月1日付の会社分割(新設分割)により、当社が営む全事業に関する権利義務の一部を、新たに子会社として設立した日本社宅サービス株式会社に承継させ、持株会社へ移行したことに由来するものであります。

(10) 主要な借入先の状況 (2021年6月30日現在)

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

- ①当社は、2020年7月1日を効力発生日として、日本社宅サービス株式会社を新たに設立し、当社が営む全事業に関する権利義務の一部を承継させる新設分割を行いました。
- ②当社は、2020年7月1日に、サンネクスタグループ株式会社に商号を変更いたしました。

2 会社の株式に関する事項 (2021年6月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 22,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 11,159,800株 (自己株式 1,146,888 株を含む)
- (3) 株主数 6,304名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
光通信株式会社	950,000株	9.49%
笹 晃弘	851,800株	8.51%
株式会社ベネフィット・ワン	778,000株	7.77%
株式会社UH Partners 2	681,900株	6.81%
長友 孝祥	635,300株	6.34%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	320,700株	3.20%
SUNNEXTAグループ従業員持株会	292,000株	2.92%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	283,900株	2.84%
永井 詳二	222,200株	2.22%
東京海上日動火災保険株式会社	180,000株	1.80%

(注) 1. 当社は、自己株式1,146,888株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付された株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役及び監査等委員を除く)	3,200株	1名
社外取締役 (監査等委員を除く)	600株	2名

(6) その他株式に関する重要な事項

当事業年度における (新株発行方式による) 新株予約権行使及び特定譲渡制限付株式報酬による新株式の発行により、発行済株式の総数が282,900株増加しております。

3 会社役員に関する事項 (2021年6月30日現在)

(1) 取締役の状況

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	高 木 章	日本社宅サービス㈱代表取締役社長 クラシテ㈱ 代表取締役社長 ㈱スリーS 代表取締役社長 サンネクスタリーシング㈱ 代表取締役社長
社 外 取 締 役 独立役員	長 山 宏	公認会計士 ㈱カクシン 代表取締役 法政大学専門職大学院イノベーション・マネジメント研究科 特任講師
社 外 取 締 役 独立役員	亀 川 雅 人	文京学院大学副学長 経営学研究科特任教授 立教学院 理事 立教大学 名誉教授 (博士：経営学) ビジネスクリエーター研究学会顧問
社外取締役 (常勤監査等委員) 独立役員	阿 部 嘉 彦	
社外取締役 (監査等委員) 独立役員	中 西 康 晴	弁護士(扶桑合同法律事務所 パートナー)
社外取締役 (監査等委員) 独立役員	笹 本 憲 一	公認会計士・税理士 (公認会計士笹本憲一事務所 代表) ㈱東葛ホールディングス 社外取締役 (監査等委員) 日進工具㈱ 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 当社は、2020年9月25日開催の第22期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役長山宏氏、亀川雅人氏及び取締役 (監査等委員) 阿部嘉彦氏、中西康晴氏、笹本憲一氏は、社外取締役であります。
3. 取締役 (監査等委員) 笹本憲一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 笹晃弘氏は、2020年9月25日開催の第22期定時株主総会最終の時をもって取締役を任期満了により退任いたしました。
5. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、阿部嘉彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 取締役長山宏氏、亀川雅人氏及び取締役 (監査等委員) 阿部嘉彦氏、中西康晴氏、笹本憲一氏を、㈱東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

(2) 当事業年度中に退任した取締役

退任時の地位	氏名	退任日	退任理由	退任時の重要な兼職の状況
取締役会長	笹 晃 弘	2020年9月25日	任期満了	—

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役の全員と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約（D&O保険）の内容の概要

当社は、当社及び当社の子会社の取締役、執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結しております。被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

(5) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月5日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は次のとおりです。

(ア) 基本方針

当社の取締役の報酬等は、株主の中長期的利益に連動するとともに、当社の持続的な成長と社会的な存在価値及び企業価値の向上に当該取締役の意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとするを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成し、社外取締役については、基本報酬及び株式報酬を支払うこととする。

(イ) 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

(ウ) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬である賞与は、独立社外取締役が多数を占める取締役会において、数値指標の達成度及び中期経営計画上の重点課題への取組み状況の組み合わせにより、賞与報酬支給総額の決議を、また、取締役個々人の業績への貢献度から個別の報酬額を決議し、毎年、一定の時期に支給する。

目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式及びストックオプションとしての新株予約権の付与とし、役職位に応じて個別の報酬額を決議し、毎年、一定の時期に支給する。

(エ) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、中長期の業績の安定及び向上を重視する観点に立ち、業績に連動する変動報酬の割合が過度にならないよう設定する。

取締役会は、当該設定した種類別の報酬割合を目安に取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、業務執行取締役の報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝6：2：2、社外取締役の報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：非金銭報酬等＝8：2とする。

(オ) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者への委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、独立社外取締役が多数を占める取締役会決議において「役位ごとの基本報酬テーブル表」及び「業績連動報酬額の上限の算定方法」をあらかじめ決定するものとし、この範囲内で、代表取締役社長が各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分の方案を作成し、独立社外取締役が多数を占める取締役会において決定しなければならないこととする。

なお、株式報酬は、独立社外取締役が多数を占める取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

(ア) 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数
		固定報酬	賞与	株式報酬	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	45,399千円 (7,444千円)	30,060千円 (5,610千円)	6,710千円 (-)	8,629千円 (1,834千円)	4名 (2名)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	15,499千円 (15,499千円)	13,050千円 (13,050千円)	- (-)	2,449千円 (2,449千円)	3名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	4,080千円 (4,080千円)	4,080千円 (4,080千円)	- (-)	- (-)	3名 (3名)
合計 (うち社外取締役)	64,979千円 (27,023千円)	47,190千円 (22,740千円)	6,710千円 (-)	11,079千円 (4,283千円)	10名 (8名)

(注) 1. 上記には、2020年9月25日開催の第22期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名（うち社外取締役1名）及び監査役3名（うち社外監査役3名）を含めております。なお、当社は、2020年9月25日において監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 当社役員の報酬については、2020年9月25日開催の第22期定時株主総会において、役員賞与を含めた取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額等を年額200,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査等委員の報酬額等を年額100,000千円以内としてご承認をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は

3名（うち社外取締役2名）、監査等委員は3名（うち社外取締役3名）であります。

また、同株主総会において、これらとは別枠で株式報酬型ストックオプションによる当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬として年額100,000千円以内、監査等委員である取締役については年額50,000千円以内としてご承認いただいております。なお、譲渡制限付株式が付与される事業年度においては、短期の賞与型インセンティブ株式報酬型ストックオプションの発行は行わないものとしております。当該株主総会終結時の取締役（社外取締役を除く）の員数は3名（うち社外取締役2名）、監査等委員は3名（うち社外取締役3名）であります。

3. 上記の株式報酬には、譲渡制限付株式による報酬として取締役4名 4,057千円（うち社外取締役3名 527千円）、ストックオプションとして取締役3名 4,572千円（うち社外取締役2名 1,306千円）、取締役（監査等委員）3名 2,449千円（うち社外取締役3名 2,449千円）が含まれております。
4. 上記の員数につきましては、延べ人数を記載しております。実際の支給対象者の員数は、7名（社外取締役5名）であります。

(イ) 当事業年度において支払った特別功労金

2020年9月25日開催の第22期定時株主総会において決議いただきました、同株主総会決終結の時をもって退任した取締役会長の笹晃弘氏に在任中の功労に報いるため、特別功労金として51,300千円を支払っております。

③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては、決定方針に基づき独立社外取締役が多数を占める取締役会決議においてあらかじめ決定された「役位ごとの基本報酬テーブル表」及び「業績連動報酬額の上限の算定方法」の範囲内で、代表取締役社長が各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分の原案を作成し、独立社外取締役が多数を占める取締役会において決定されていることから、当該決定の内容は決定方針に沿うものであると取締役会は判断しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

「(1) 取締役の状況」に記載のとおりであり、記載すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

当社の各社外取締役の当事業年度における主な活動状況は以下のとおりであります。

区分	氏名	取締役会又は監査等委員会 又は監査役会への出席状況	主な活動状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	長山 宏	当事業年度の実取締役会 全14回中14回出席。	会社経営者及び公認会計士としての豊富な専門知識と経験に基づき、客観的な立場で意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外取締役	亀川 雅人	2020年9月の就任後に開催された当事業年度の実取締役会全10回中10回出席。	大学教授としての資本コストや株主価値に関する幅広い知識と見識に基づき、客観的な立場で意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	阿部 嘉彦	当事業年度の実取締役会全14回中14回出席。 監査等委員会設置会社移行前に開催された監査役会は全4回中4回出席。 監査等委員会は全10回中10回出席。	他の上場企業における会社経営者としての実績及び常勤監査等委員としての知識・経験に基づき、経営全般にわたり、客観的な立場で意見及び発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	中西 康晴	当事業年度の実取締役会全14回中14回出席。 監査等委員会設置会社移行前に開催された監査役会は全4回中4回出席。 監査等委員会は全10回中10回出席。	弁護士としての豊富な専門知識と経験に基づき、経営全般にわたり、客観的な立場で意見及び発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	笹本 憲一	当事業年度の実取締役会全14回中14回出席。 監査等委員会設置会社移行前に開催された監査役会は全4回中4回出席。 監査等委員会は全10回中10回出席。	公認会計士及び税理士としての豊富な専門知識と経験に基づき、経営全般にわたり、客観的な立場で意見及び発言を行っております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、過年度の監査計画による監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び当社の事業規模並びに業務の特性等を勘案し、報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項及び第3項に基づき同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査等委員会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的事項とすることといたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5 株式会社の支配に関する基本方針

記載すべき事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年6月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	6,660,221
現金及び預金	4,091,682
売掛金	355,698
未収入金	207,877
営業立替金	1,474,858
商品	1,395
販売用不動産	92,536
仕掛品	10,468
原材料及び貯蔵品	10,627
その他	416,799
貸倒引当金	△1,722
固定資産	6,315,243
有形固定資産	671,828
建物	112,939
工具器具備品	36,695
車両運搬具	402
土地	515,492
リース資産	6,298
無形固定資産	338,813
のれん	204,224
その他	134,589
投資その他の資産	5,304,600
投資有価証券	5,014,121
繰延税金資産	120,889
破産更生債権等	894
その他	168,695
資産合計	12,975,464

科目	金額
負債の部	
流動負債	2,407,988
買掛金	189,313
未払金	281,504
未払法人税等	344,811
営業預り金	658,815
預り金	54,309
前受金	367,875
賞与引当金	62,040
役員賞与引当金	10,128
株主優待引当金	5,974
その他	433,216
固定負債	1,662,346
退職給付に係る負債	188,740
繰延税金負債	1,464,889
その他	8,717
負債合計	4,070,335
純資産の部	
株主資本	5,495,172
資本金	908,886
資本剰余金	1,100,036
利益剰余金	3,945,832
自己株式	△459,582
その他の包括利益累計額	3,290,312
その他有価証券評価差額金	3,290,312
新株予約権	119,644
純資産合計	8,905,128
負債・純資産合計	12,975,464

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2020年7月1日から2021年6月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		8,519,101
売上原価		6,382,834
売上総利益		2,136,266
販売費及び一般管理費		1,300,161
営業利益		836,104
営業外収益		
受取利息及び配当金	44,195	
受取手数料	2,376	
補助金収入	12,073	
その他	13,159	71,804
営業外費用		
支払利息	604	
開業費償却	543	
その他	522	1,670
経常利益		906,239
特別利益		
投資有価証券売却益	7,218	
新株予約権戻入益	3,613	10,832
特別損失		
固定資産売却損	10	
固定資産除却損	6,110	
役員退職功労金	51,300	
減損損失	25,163	82,584
税金等調整前当期純利益		834,486
法人税、住民税及び事業税	299,379	
法人税等調整額	△240	299,138
当期純利益		535,347
親会社株主に帰属する当期純利益		535,347

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2021年6月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	1,814,678
現金及び預金	1,399,513
未収入金	85,732
貯蔵品	856
前払費用	16,662
短期貸付金	35,000
その他	312,009
貸倒引当金	△35,097
固定資産	7,683,608
有形固定資産	10,799
建物	9,286
工具器具備品	1,513
無形固定資産	3,738
商標権	3,123
その他	614
投資その他の資産	7,669,070
投資有価証券	5,014,121
関係会社株式	2,383,663
長期貸付金	152,846
敷金及び保証金	118,439
資産合計	9,498,287

科目	金額
負債の部	
流動負債	156,391
未払金	86,450
未払費用	5,510
未払法人税等	6,353
預り金	3,279
賞与引当金	28,602
役員賞与引当金	7,290
株主優待引当金	5,974
関係会社事業損失引当金	12,912
その他	19
固定負債	1,523,163
預り保証金	105,069
繰延税金負債	1,418,094
負債合計	1,679,555
純資産の部	
株主資本	4,408,467
資本金	908,886
資本剰余金	1,100,036
資本準備金	656,135
その他資本剰余金	443,900
利益剰余金	2,859,127
その他利益剰余金	2,859,127
繰越利益剰余金	2,859,127
自己株式	△459,582
評価・換算差額等	3,290,619
その他有価証券評価差額金	3,290,619
新株予約権	119,644
純資産合計	7,818,731
負債・純資産合計	9,498,287

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2020年7月1日から2021年6月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
営業収益		859,129
営業費用		758,616
営業利益		100,513
営業外収益		
受取利息及び配当金	46,578	
その他	7,451	54,030
営業外費用		
支払利息	455	455
経常利益		154,088
特別利益		
投資有価証券売却益	7,218	
新株予約権戻入益	3,613	10,832
特別損失		
固定資産除却損	228	
貸倒引当金繰入額	35,000	
関係会社株式評価損	70,000	
関係会社事業損失引当金繰入額	12,912	
役員退職功労金	51,300	169,440
税引前当期純損失(△)		△4,519
法人税、住民税及び事業税	6,672	
法人税等調整額	36,254	42,926
当期純損失(△)		△47,445

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年8月12日

サンネクスタグループ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 岩出博男 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 春山直輝 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サンネクスタグループ株式会社の2020年7月1日から2021年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンネクスタグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年8月12日

サンネクスタグループ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 岩出博男 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 春山直輝 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サンネクスタグループ株式会社の2020年7月1日から2021年6月30日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第23期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年8月17日

サンネクスタグループ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 **阿部嘉彦** ㊞

監査等委員 **中西康晴** ㊞

監査等委員 **笹本憲一** ㊞

(注)監査等委員 阿部嘉彦、中西康晴及び笹本憲一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

当社は、プライム市場の全ての上場維持基準の充足を目指します

※プライム市場:多くの機関投資家の投資対象になりうる規模の時価総額(流動性)を持ち、より高いガバナンス水準を備え、投資家との建設的な対話を中心に据えて持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にコミットする企業向けの市場

2025年6月期に向けて、時価総額250億円を超える企業集団へ

サンネクスタグループはアウトソーシング事業者としてさらなる進化を果たし、結果として2025年に時価総額250億円及び流通時価総額100億円を超える事業規模へと拡大させることを目標としています。

▶ 当社の現状

当社は、東京証券取引所より、新市場区分における上場維持基準への適合状況に関する一次判定の結果「流通株式数」「流通株式比率」の各項目についてはプライム市場の上場維持基準を充たしている一方で、「流通時価総額」「売買代金」については基準を充たしていない旨の通知を受けました。

	【プライム市場における上場維持基準】	【2021年6月30日基準における当社試算】
● 流通株式数	適合	
● 流通時価総額	不適合	100億円以上 74.9億円
● 流通株式比率	適合	
● 売買代金	不適合	一日平均売買代金0.2億円以上 約0.12億円

▶ プライム市場基準に向けた取り組み

当社は上記の結果に基づき、2021年9月から12月の間に「上場維持基準への適合に向けた計画書」を作成し、提出・開示する予定です。上場維持基準に係る経過措置の適用を受けるとともに、プライム市場の全ての基準の充足を目指し、取り組んでまいります。

NEXT STANDARD 2025 (中期経営計画)

当社グループは、「アウトソーシングを通じて人の暮らしを豊かにする」企業として、その貢献度を高めるべく事業領域の拡大に取り組みます。そして、働き方の多様化や人口減少などの変化にいち早く応えながら、サービスの価値をより一層高めるため、オペレーションの変革に挑みます。

NEXT STANDARD 2025

～アウトソーシングを通じて人の暮らしを豊かにする～

アウトソーシング事業者としてのさらなる進化・発展

=

アウトソーシング領域の拡大

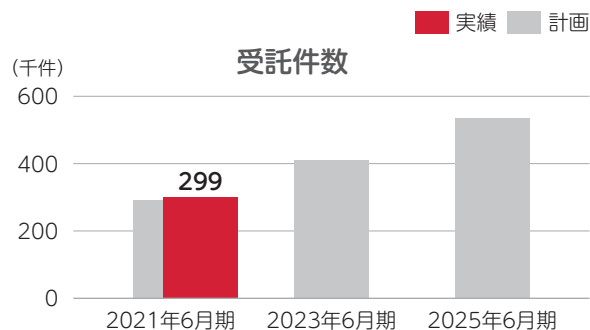
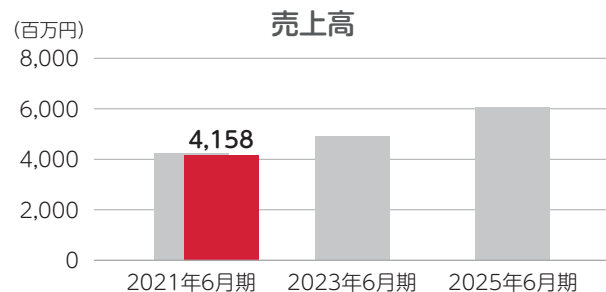
×

オペレーションの変革

社宅マネジメント事業

コンサルティングによる付加価値の訴求とオペレーショナルエクセレンスを追求しながら、ICTを積極的に活用し、既存市場である「社宅関連業務アウトソーシングサービス」での存在感を高めていくことに加えて、新たな市場にサービスを展開することにより、さらなる事業拡大を実現します。

売上高と受託件数(※)の計画



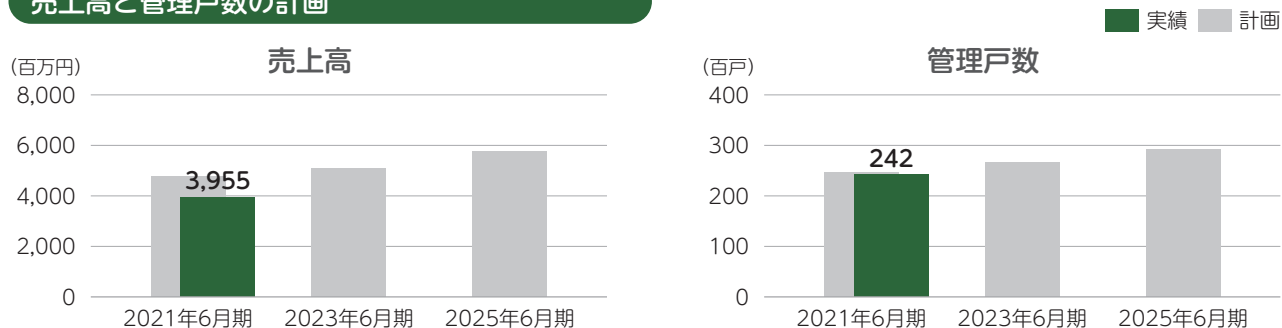
※2021年6月期第1四半期決算より報告セグメントの変更を行うとともに、社宅マネジメント事業におけるKPI(重要業績評価指標)を社宅アウトソーシングの受託件数にBPOサービスの受託件数を加えた「社宅関連業務のアウトソーシング受託件数」としております。

マンションマネジメント事業

マンション管理会社が提供するサービスに対する顧客からの要求は多様化・高度化し続けており、マンション管理会社において生産性の向上は重要な経営課題となっていることから、その解決に向けた取り組みを基本とします。

また、住民から最も頼られる存在となるために、関係するステークホルダーと協同し、利便性と省力化の両立を追求します。

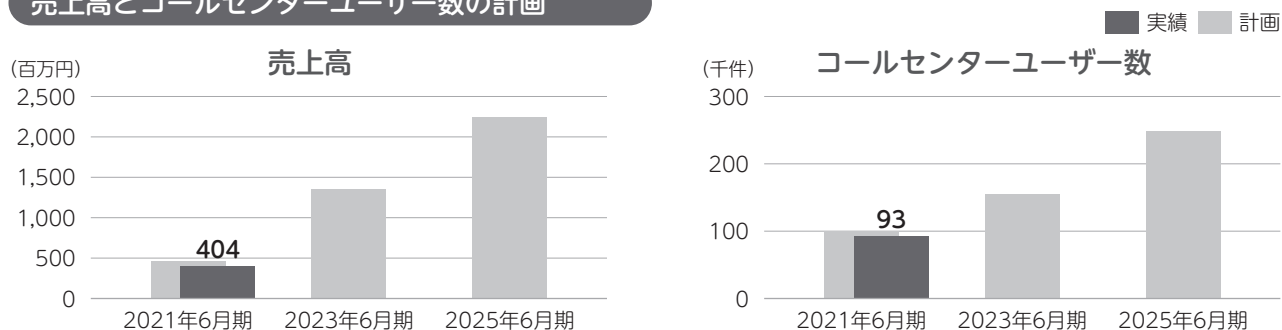
売上高と管理戸数の計画



インキュベーション事業

新たな基盤事業の創出と既存事業の高付加価値化につながる事業やサービスの研究開発とその育成を推進します。また、これまでに研究開発を行い事業化してきた「24時間対応のコールセンターサービス」などの住まいの事業者を対象としたアウトソーシングサービスを「マネジメントサポート事業」として、積極的に育成します。

売上高とコールセンターユーザー数の計画



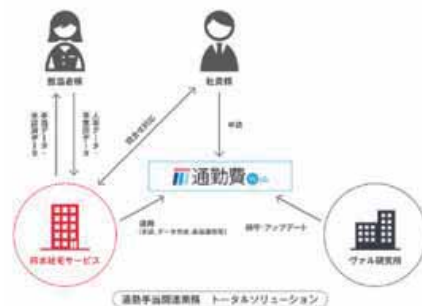
中期経営計画における経営戦略・活動トピックス

1 スtockビジネスをベースにした継続的かつ安定的な成長

人事・総務向けBPOサービスの拡大

— 仕様設計力とオペレーション品質の高さが、大きな強み —

人事や総務の担当者が行う業務の中で、システム化する事が難しい業務や、システム化しても社内に残ってしまう業務を対象に、さらなる業務削減策としてご利用いただけるサービスを提供しています。例えば「通勤費BPOサービス」では、通勤手当管理業務ツールの分野でシェア70%以上をもつヴァル研究所社と共同して、通勤手当関連業務のトータルソリューションの提供を開始しております。中期経営計画においては、より多くのシステムベンダーなどと協力しながら、サービスの提供範囲のさらなる拡大を進め、BPOメニューを拡充していきます。



2 情報通信技術 (ICT) の活用によるサービスの変革と生産性の向上

新サービスブランドの制定 (高度にデジタル化させたマンション管理モデル)



お客様の大切な資産である「お住まい」。快適な空間を維持し続けるために、AIやIT技術を使った管理サービスを提供し、「お住まい」の新しいスタイルを提供していきたい、という想いを込めて、新たにサービスブランド「osuma it」(オスマイット)を制定し、さらなるサービスの訴求・拡大を図ってまいります。

「osuma it」は、マンション管理業務を高度にデジタル化することで、生産性を飛躍的に向上させる管理モデルとすることを目指しています。また、その構築したノウハウや仕組みを、人手不足に悩む、多数の中小規模のマンション管理会社に提供することで、深刻化する経営課題の解決の一助としていただくことを目的としています。

3 グループシナジーの結集による新しい基盤事業の創出

サービスを結集し、収益力の強化及び一層の品質向上、並びにマネジメントの効率化を図る

「見守りセキュリティサービス」、「保険手続きBPOサービス」、「24時間コールセンターサービス」を株式会社スリーエスに結集し、収益力の強化及び一層の品質向上、並びにマネジメントの効率化を図ることいたしました。

投資家の皆様との対話

投資家の皆様との対話を強化すべく様々なツールをご用意しています。
より多くのステークホルダーとの対話を強化すべく英文情報の充実も図ってまいります。

▶ 中期経営計画特設サイト

特設サイトでは、中期ビジョン実現への想いや中期経営計画達成に向けた活動状況を掲載しています。



- URLはこちら
<https://www.sunnexa.co.jp/nextstandard/>
- 携帯・スマートフォンから読み込んでアクセスする方はこちら



▶ シェアードリサーチ社による当社調査レポート

日本語及び英語で、当社の調査レポートが閲覧できます。



- URLはこちら
 - 日本語 <https://sharedresearch.jp/ja/8945>
 - English <https://sharedresearch.jp/en/8945>
- 携帯・スマートフォンから読み込んでアクセスする方はこちら



日本語



English

▶ IRメールマガジン

IRメールマガジンは最新のニュースリリース等のIR情報をEメールにてタイムリーにお知らせするサービスです。
メールアドレスをお持ちの方ならどなたでも無料でご登録いただけますので、ぜひご利用ください。

- ご登録サイトのURLはこちら
<https://rims.tr.mufig.jp/?sn=8945>
- 携帯・スマートフォンから読み込んでアクセスする方はこちら



会場ご案内図

会場

ホテルグランドヒル市ヶ谷(東館) 3階 瑠璃(るり)の間

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町4番1号

▶ 株主総会に関するお問合せ先

サンネクスタグループ株式会社 総務グループ 電話番号：03-5229-8839 (受付時間 平日9:00~17:30)



交通のご案内

- 東京メトロ南北線・有楽町線「市ヶ谷駅」7番出口 から徒歩3分
- 都営地下鉄新宿線「市ヶ谷駅」4番出口 から徒歩3分
- JR総武線「市ヶ谷駅」から徒歩3分

※駐車場に限りがございますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

